



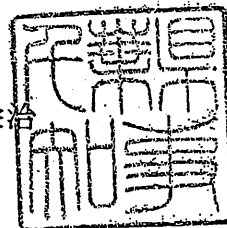
千葉県環境審議会 様

千葉県廃棄物処理計画の策定について（諮問）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第5条の5第1項の規定により、千葉県廃棄物処理計画を策定する必要があるため、同条第3項の規定により下記のことについて諮問します。

平成27年9月18日

千葉県知事 鈴木 栄治



記

千葉県廃棄物処理計画について

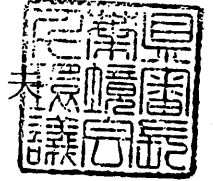


環 第 5 0 0 号  
千 環 審 第 2 1 号  
平 成 2 7 年 9 月 3 0 日

千葉県環境審議会

廃棄物・リサイクル部会長 瀧 和夫 様

千葉県環境審議会  
会 長 瀧 和



審議事項の部会への付議について

平成27年9月18日付け循社第596号で知事から諮問のあった  
下記事項について、千葉県環境審議会運営規程第5条の規定により、  
貴部会に付議しますのでよろしく御審議願います。

記

千葉県廃棄物処理計画について